

前橋市立宮城小学校いじめ防止基本方針（改定版）

2019年度

1 学校いじめ防止基本方針策定に当たっての学校の考え

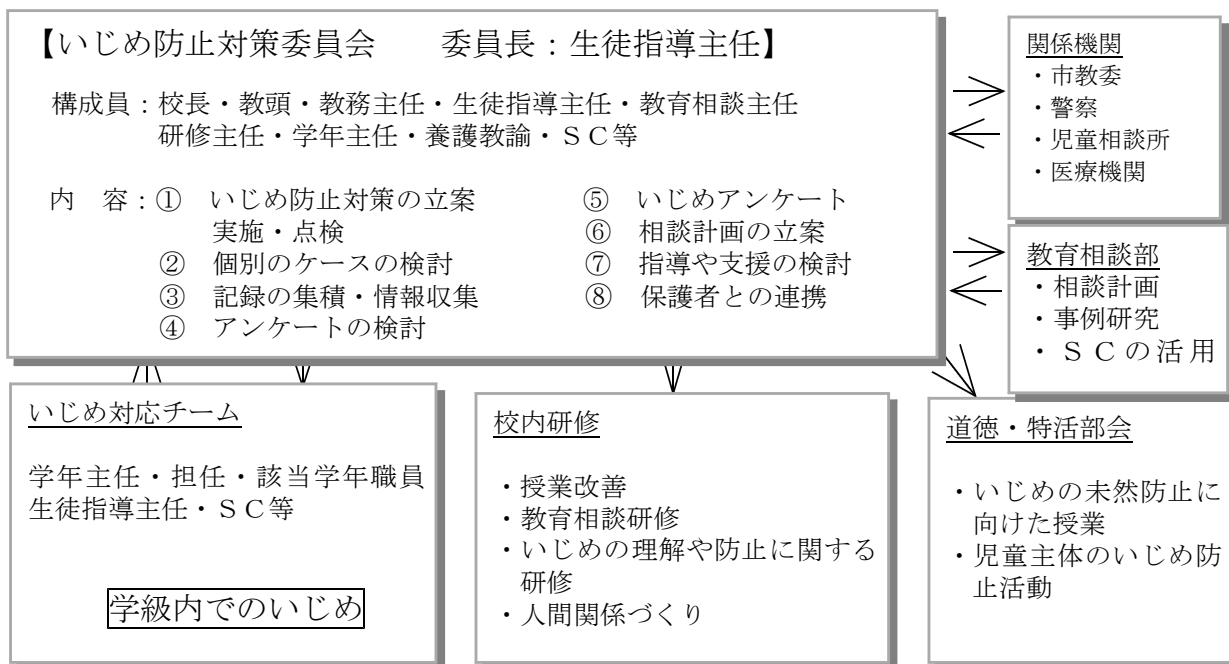
（1）基本的な考え方

- ① すべての教育活動を通して、子供たち一人ひとりに「いじめは絶対に許されない」行為であることについて、理解できるようにする。
- ② 学校は、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の具体的な対策を組織的・意図的・計画的かつ迅速に取り組めるようにする。
- ③ 学校は、いじめ防止は子供たちの命を守る重要な課題であるという認識を持ち、保護者・地域へ認識を広め、三者が相互に協力しながら取り組めるようにする。

（2）めざす児童像

いじめをしない 自分も友だちも大切にする あったかな心の宮城っ子

2 組織及び校内体制について



会議の開催：生徒指導委員会の後半に開催 毎月第三金曜日

3 いじめ防止の具体的な取組

(1) 自校の課題

めざす学校の姿 「えがおあふれる学校」

一人一人に居場所があり、尊重され、安心してすごせる学校

「今日の学校は楽しかった。明日学校へ行くのが待ち遠しい。」と一人一人が思える学校



「自尊感情・自己有用感」の育成 → 「いじめの未然防止」

(2) 取組の方針

- ①いじめを絶対に許さない学校をつくる。
- ②いじめられている子供の立場に立ち、絶対に守り通す。
- ③いじめる子供に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ④保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

(3) 未然防止のための取組（年間指導計画は別表参照）

未然防止に向けて、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子供たちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

①学級経営の充実

- *望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる。
- *集団生活のルールやマナーを身に付けさせる。
- *主体的な話し合い活動の充実により児童の相互理解を促進する。

②教育活動の充実

- *分かる・できる授業の実践に努め、児童が充実感・達成感をもてるようにする。
- *道徳の授業を通して、自己肯定感・思いやりの心を育てる。
- *人権教育強化学習を核に、児童によるなかよし宣言・なかよし集会の実施により、人権尊重の精神を育てる。
- *特別活動を通して、望ましい集団づくりや規範意識・コミュニケーション能力を育てる。
- *縦割り班清掃活動を通して、協力したり協調したりすることを学び、人とよりよくかかわる力を身に付けさせる。

③児童会活動によるいじめ防止活動の充実

- *児童会による「あいさつ運動」「なかよし宣言」「なかよし集会」を通して、子どもたちがいじめ問題を自分のこととして考えられるようにする。

④教育相談の充実

- *「ハートベアの日」アンケートや（無記名）やスクールカウンセラー等の活用を通して、学校生活での悩みの解消、児童一人一人の理解を図る。

⑤インターネット等を通じて行われるいじめ防止

- *アンケートによる実態調査と情報モラル教育（ネットいじめ防止教育）を行う。

⑥教職員連携・研修の充実

* 日常的な職員間連携・生徒指導主任への報告連絡相談を徹底する。

* いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。

⑦ 地域や関係機関との連携協力体制の整備

* いじめ防止基本方針・いじめ相談体制・相談窓口の周知徹底を行う。

* 中学校・幼稚園等との定期的な情報交換・交流学习を行い、連携を深める。

(4) 早期発見のための取組（年間指導計画は別表参照）

早期発見に向けて、いじめは、大人の目の届きにくいところで発生していたり、**遊びやふざけあいを使って発生すること**を知ることから、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。

① 子供の声に耳を傾ける。（アンケート調査、生活ノート、個別面談等）

② 子供の行動を注視する。**けんかやふざけあいについても、児童から話をよく聞く**（チェックリスト、ネットパトロール*5）等）

③ 保護者と情報を共有する。（連絡ノート、電話・家庭訪問、PTAの会議等）

④ 地域と日常的に連携する。（地域行事への参加、関係機関との情報共有等）

(5) 即時対応の取組

早期解消に向けて、いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子供や保護者が納得する解消を目指す。

① いじめられている子供や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。

② 学級担任等が抱え込むことのないように、委員会を招集し組織的に対応する。

③ 校長は事実に基づき、子供や保護者に説明責任を果たす。

④ いじめる子供には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。

⑤ 法を犯す行為に対しては、早期に市教委と警察に相談して協力を求める。

⑥ いじめが解消した後も、**経過観察を3ヶ月以上行い**、子供への精神的ケアと保護者へ継続的な連絡を行う。

(6) 重大事態への対応

児童の自殺、身体・精神・金品に重大な被害があった場合

いじめにより児童が欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

児童・保護者から申し立てがあった場合

① 重大事態に対処し、教育委員会と連携して、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

② 調査を行った結果について、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、教育委員会と連携して、必要な情報を適切に提供する。

③ 教育委員会の指導・助言を受けながら、必要な措置を講ずる。

(7) 評価について

いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価をする。